

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 5 日

各指定重度訪問介護事業所 管理者 様

福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴う
入院中の重度訪問介護利用の対象拡大等について（通知）

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題について、今般、厚生労働省及びこども家庭庁において、障がい福祉サービス等報酬にかかると関係告示等の改正が行われました。

このうち、重度訪問介護については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）が改正され、入院中の重度訪問介護の利用にかかると対象者が拡大されるとともに、入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障がい福祉の連携した支援の評価として、入院時支援連携加算が新設されました。

つきましては、改正内容等についてお知らせするとともに、入院中の重度訪問介護の取扱いについて改めて周知しますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大について

病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院（以下「病院等」という。）における重度訪問介護の利用については、病院等に入院又は入所をする前から重度訪問介護を利用している障がい者であって特別なコミュニケーション支援等を必要とする障がい支援区分 6 の方について、重度訪問介護により意思疎通の支援その他必要な支援を行うことが可能となっておりますが、令和 6 年 4 月 1 日以降は、特別なコミュニケーション支援を必要とする障がい支援区分 4 及び 5 に該当する方も対象となります。

[現行]

区分 6 に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90 日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

[見直し後]

区分 4 以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、(中略) 所定単位数を算定する。

※90 日を超えて支援を要する場合は、利用者がお住いの区の保健福祉センターへご相談ください。

2 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障がい福祉の連携について

従前より、病院等に入院中の利用者に対する重度訪問介護の提供にあたっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件となっています。重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただくようお願いします。

また、この度の報酬改定により、重度訪問介護事業所の職員が病院等を訪問して医療機関の職員と事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する「入院時支援連携加算」が新設されました。あわせて、入院前の事前調整の際に使用する「入院時情報提供書」の様式例が示されましたので、別添 1 のとおりお知らせします。入院前の医療機関との事前調整にご活用ください。

入院時支援連携加算 300 単位 【新設】

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算する。

また、重度訪問介護の利用にあたって計画相談を利用している利用者については、入院に際しての事前調整についても計画相談支援事業所と適宜適切な連携を図っていただくようお願いします。

3 参考

- 別添 1 入院時情報提供書・様式
- 別添 2 入院時情報提供書・記載例
- 別添 3 厚生労働省事務連絡「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel : 06-6208-8245 FAX : 06-6202-6962